

消費者問題に関する2022年の10大項目

国民生活センターが発表した「消費者問題に関する10大項目」を紹介합니다。2022年は、改正民法の施行により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことやSNSやマッチングアプリをきっかけとした消費者トラブル、靈感商法への対応の強化などに注目が集まりました。



- ◆18歳から大人に 4月から改正民法施行
- ◆SNSやマッチングアプリをきっかけに 詐欺的トラブル目立つ
- ◆海産物の送り付け商法 高齢者の割合も高く
- ◆ウクライナ情勢を悪用 詐欺やトラブル発生
- ◆靈感商法 対策検討会で提言まとめる
- ◆生活必需品の値上げ相次ぐ 急激な円安も
- ◆新型コロナウイルス感染症の一般用抗原定性検査キット初承認、ネットでの購入も
- ◆再発、子どもの誤飲事故 折りたたみ式踏み台による負傷事故も
- ◆消費者契約法・消費者裁判手続特例法 通常国会で改正
- ◆消費生活相談のデジタル化 アクションプランを公表



●2023年も、不安な時やトラブルになった場合は、消費生活センターに相談してください。



北九州市立消費生活センター（ウェルとばた7F）	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は、まずは消費生活センター ☎861-0999へ電話でご相談ください。

消費者ホットライン ☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん